

落札者決定基準

(いじめ・不登校等に係るこどもの悩み等に関する聴取等業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置するいじめ・不登校等に係るこどもの悩み等に関する聴取等業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \text{(40点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \text{(60点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目③－（1）及び④における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 40 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、評価項目①－（3）について受注実績のある地方公共団体等の区分に応じて次のとおり評価点を付与する。

受注実績が複数ある場合は、評価点が高い方の実績で評価点を付与する。

評価の目安	評価点
国、都道府県、政令指定都市	5
中核市、東京都特別区	3
上記以外	2
実績がない	0

技術提案書等の記載内容により、評価項目①－（3）を除く各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価

点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が36点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウエイト	評価点	項目評価点
①業務に対する基本方針・業務理解・実施スケジュール・実績	①－（１） ・本業務に関する基本方針が、業務目的と合致しており、業務に関する理解が十分になされているか。 ・本業務に対する理解及びいじめ防止対策推進法等の関係法令、国の方針並びに、いじめ・不登校等に関するこども及びその保護者等を取り巻く状況や配慮すべき事項を十分に理解しているか。	5点	1	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない (評価できない)	
	①－（２） ・実施スケジュールがわかりやすく示されており、具体的で実行可能な内容であるか。	5点	1		
	①－（３） ・国や地方公共団体において、こどものいじめ、不登校及び教育に関するカウンセリングを含む相談、アドボカシーに関する業務の履行実績により十分な効果を期待できるか。	5点	1	5. 国、都道府県、政令指定都市 3. 中核市、東京都特別区 2. 上記以外 0. 実績がない	
②実施体制	・配置予定の相談員の体制は十分であるか。 ・本業務に従事する相談員の見込み数は、同時に複数聴取及び面談がある場合にも十分に対応可能であるか。また、その確保方法は具体的で実行可能な内容であるか。 ・相談員に対する資質向上を目的とした研修内容は具体的かつ効果を期待できるか。 ・組織内のバックアップ体制は十分であるか。 ・緊急時における対応方法や考え方は、具体的かつ適切な内容であるか。	5点	1	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない (評価できない)	

③聴取対象者及び面談対象者の状況把握、相談員の選定、相談対応	③－（１） ・聴取対象者及び面談対象者と相談員のマッチングの考え方や方法について、具体的かつ適切であるか。 ・聴取対象者及び面談対象者に対応する際の配慮方法について、具体的かつ適切であるか。 ・聴取対象者及び面談対象者の状況や特性を把握する際の考え方や方法について具体的かつ適切であるか。 ・聴取及び面談に関する技術について、具体的かつ効果的であるか。	10点	2	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない (評価できない)	
	③－（２） ・聴取対象者及び面談対象者から相談員の変更の依頼があった場合の対応方法及び聴取対象者及び面談対象者と相談員間のトラブル発生時の解決のための対応方法は具体的かつ適切であるか。	5点	1		
④保護者対応への支援	・事前説明におけるこどもへの聴取の必要性等の伝え方、聴取対象者の意向を尊重した内容で、聴取対象者の保護者へフィードバックする際の考え方や対応方法が具体的かつ効果的であるか。	10点	2		
⑤情報セキュリティや個人情報保護に関する内容	個人情報の取扱いや個人情報の保護の措置について、具体的な提案がされており、適切な管理体制となっているか。プライバシーマーク等を付与されているか。	5点	1		
⑥本業務に対する独自提案・工夫	意見聴取及びカウンセリングの実施回数が限られた中で、こどもへの支援につなげるための有効な取組として提案された内容が、具体的に効果が期待できるか。	10点	2		
		60点（満点）			